

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者機構日本

代表理事 佐々木 幸孝 殿

山梨県福祉保健部長



本県地域枠等医師キャリア形成プログラムに係る貴団体申入書への回答について

令和5年2月21日付けで申入れのあったこのことについて、以下のとおり回答いたします。

【申入れ事項1に対する回答】

- ・本県において令和2年度に初めて地域枠医師の離脱者が出たことから、地域医療への貢献を確固たるものとするため、義務年限を履行しない地域枠医師に対し、就労期間に応じて違約金を課すこととし、本県顧問弁護士に法令等に抵触しないかしっかりと確認しながら、違約金を設定いたしました。
- ・本県キャリア形成プログラムを契約するまでの過程において、学生等に対して、地域枠募集時や入試面接時、在学中など随時制度について説明や面談を実施しており、学生等は本県制度について十分承知しているものと考えます。
- ・入学から医師になるまでの一連の流れの中で、地域枠制度および医師修学資金制度を活用し、医師になれるという学生等のメリットは十分に大きく、消費者の利益を一方的に害するものではないと考えております。
- ・また、平均的な損害の額については判断が難しいところですが、本県の医師確保は地域枠制度及び医師修学資金制度に依るところが大きく、地域枠医師が離脱してしまった場合、地域医療に多大な影響を及ぼすものと考えます。

【申し入れ事項2に対する回答】

- ・例えば、結婚に伴う県外への引越など、個人の理由により離脱を認めた場合、地域枠制度そのものが崩壊しかねないと考えられます。
- ・本県では、これまでも、病気や出産、育児は勤務先の制度の利用による休職などにより義務の中断を認めてきたところであり、介護や子育て等についても、勤務先の制度を利用して休職する場合には、中断を認めるなど柔軟に対応しているところです。
- ・しかしながら、今回のご指摘を受け、現在の本県プログラムの記載では、介護等は中断できないと思わせる可能性があるため、記載方法について修正を検討したいと考えます。

山梨県福祉保健部医務課

医療企画担当

Tel : 055-223-1480

Fax : 055-223-1486

Mail : imuka@pref.yamanashi.lg.jp